平成２７年（フ）第７９１６号
東京都杉並区上井草３丁目17―３―102
債務者　志田　良一
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９２１号
東京都練馬区旭丘１丁目43―10―202
債務者　八十川雅枝
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９２５号
東京都板橋区栄町28―９―301
債務者　石塚　久恵
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９２６号
東京都新宿区新宿７丁目26―11―1802
債務者　安福　容子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９２９号
東京都板橋区仲町15―８―202
債務者　佐藤　健作
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９４０号
東京都江戸川区南小岩５丁目２―４―302
債務者　中込　春雄
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９９号
横浜市港北区菊名７丁目４番15号　ハウスセンチュリー102号室
債務者　小林　直人
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３６８号
横浜市瀬谷区本郷１丁目27番地４　ラソネット白井103
債務者　三浦　　裕
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５００号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根126番地１　メゾンドユウ101号
債務者　松澤　一美
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５０１号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根126番地１　メゾンドユウ101号
債務者　松澤　雪絵
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５４３号
横浜市青葉区つつじが丘35番地２
債務者　石川ふき子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５５０号
横浜市緑区長津田７丁目14番10号　ハイツ第２蔦102号、住民票上の住所横浜市緑区長津田７丁目14番10号　ハイツ第２蔦103号
債務者　橋本　雄介
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５８号
東京都八王子市暁町３丁目５番21号102号
債務者　染谷　将俊
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６５９号
東京都八王子市暁町３丁目５番21号102号
債務者　染谷　　望
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２１１４号
東京都大田区東馬込１丁目20―９―102
債務者　小島　綾子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部